

## 1. 経緯・成果

- ◆ 2019年1月、有志国によるプブリ交渉として、WTO電子商取引交渉（日本・豪州・シンガポールが共同議長国）を開始。
- ◆ 2024年7月26日、共同議長国は、交渉参加国・地域を代表して、「電子商取引に関する協定に係る安定化したテキスト（stabilised text）を達成した」旨の共同議長国声明を発出するとともに、合計38条文からなる安定化したテキストを公表。
- ◆ 今後、交渉成果をWTOの法的枠組みへ組み込むことを目的に、交渉参加国・地域は手続を進める。

※WTO協定に組み込むためには、WTOの閣僚会議又は一般理事会におけるコンセンサス決議が必要。

## 2. 安定化したテキストのポイント

- ◆ 貿易書類の電子化や規制の透明化等による電子決済の促進による円滑な電子商取引の確保
- ◆ 電子的送信に対する関税賦課の恒久的な禁止、政府データの公開やインターネットのアクセス・使用を通じた開かれた電子商取引の確保
- ◆ サイバーセキュリティ、オンライン消費者保護や個人情報保護による信頼性のある電子商取引の確保

※越境データ流通促進やデータの国内保存要求禁止、ソースコードや暗号の開示要求禁止など、今回のテキストに含まれない条文は、将来の交渉での議論を想定。

## 3. 意義

- ◆ 21世紀の国際経済の成長エンジンであるデジタル分野における世界的なデジタル貿易ルール形成の第一歩。日本が提唱する「信頼性のある自由なデータ流通（DFFT）」の具体化にも寄与。
- ◆ 今後、WTOの法的枠組みに組み込まれば、先進国・途上国を問わず、企業がグローバルな事業展開を行う上での予見可能性を確保し、ビジネスコストを低減させるとともに、消費者が電子商取引に参加する上での安心・安全な環境を実現。
- ◆ 今日的課題に対するWTOのルール形成機能を示す例として、WTOを中核とする多角的貿易体制の維持・強化に寄与。